

## 千葉県地域活動支援センター設置運営事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、千葉県地域活動支援センター設置運営要綱（平成18年10月1日施行）（以下「設置運営要綱」という。）第8条の規定に基づき、地域活動支援センター（地域活動支援センターⅡ型及び地域活動支援センターⅢ型をいう。以下同じ。）の運営に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該地域活動支援センターを設置運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し補助金を交付する。

### (補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（設置運営要綱第4条に規定する事業、以下「補助事業」という。）及び実利用人員に応じた補助額は、別表に定める額とする。ただし、補助事業の着手予定年月日から完了予定年月日までの期間（以下「補助対象期間」という。）が1年間に満たない場合の補助基礎額は、1年間に占める補助対象期間に応じ、按分して得た額とする。

### (実利用人員)

第3条 前条に規定する実利用人員の数は、地域活動支援センターの利用者の年間実通所日数を所定の年間通所日数で除して得た数とし、端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉県地域活動支援センター運営事業補助金交付申請書（様式第1号）により市長に提出しなければならない。

(交付及び不交付の決定通知)

第5条 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金不交付決定通知書(様式第2号)とし、規則第6条の規定による通知は、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更等の承認申請)

第7条 前条第1号の規定により承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前条第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市地域活動支援センター運営事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了の日から1か月以内又は補助金交付決定に係る年度の翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに千葉市地域活動支援センター運営事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市地域活動支援センター運営事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市地域活動支援センター設置運営事

業補助金の交付に関し必要な事項は、障害福祉サービス課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 設置運営要綱附則第2項の適用を受ける地域活動支援センターⅢ型の事業者に係る補助金の額は、附則別表1のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者の登録等に関する要綱（平成18年4月1日施行）の規定により、平成19年3月31日まで経過的デイサービスを提供する事業者として市長の登録を受けていた事業者に係る補助金額については、第2条の規定に関わらず附則別表2に定める額とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則別表 1

(単位 千円)

類型	実利用 人員	補助基礎額		対象経費	補助額
		基礎的事業	機能強化事業		
Ⅲ型	9人	6,460	1,500	地域活動支援センターの運営のために必要な経費であって、報酬、給与(職員の給料及び諸手当)、非常勤職員給与、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、手数料、業務委託費、賃借料、備品購入費等(ただし、作業工賃を除く。)	補助額は次の1と2を比較していずれか少ないもの 1 補助基礎額に、第3条に規定の実利用人数のうち設置運営要綱第8条に該当する者が占める割合を乗じて得た額 2 左欄の対象経費から寄付金その他の収入額(ただし、他市町村による地域活動支援センター事業の助成金の収入及び作業工賃にあてる額を除く。)を引いた額に、第3条に規定の実利用人数のうち設置運営要綱第8条に該当する者が占める割合を乗じて得た額
	8人	5,920			
	7人	5,380			
	6人	4,840			
	5人	4,300			

附則別表 2

類型	単価
Ⅱ型	設置運営要綱第8条に規定の利用者1人につき次の金額を補助額とする。
Ⅲ型	1 利用 1日につき4,880円
	2 送迎 1回につき520円
	3 入浴 1回につき400円

別表

(単位 千円)

類型	実利用人員	補助基礎額		対象経費	補助額		
		基礎的事業	機能強化事業				
Ⅱ型	19人以上	9,430	3,000	地域活動支援センターの運営のために必要な経費であって、報酬、給与(職員の給料及び諸手当)、非常勤職員給与、共済費(法定福利費)、報償費、旅費交通費、交際費、消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、食糧費、修繕費、通信運搬費、手数料、保険料、業務委託費、賃借料、備品購入費、負担金、公課費(ただし、作業工賃を除く。)	補助額は次の1と2を比較していずれか少ないもの 1 補助基礎額に、第3条に規定の実利用人数のうち設置運営要綱第8条に該当する者が占める割合を乗じて得た額 2 左欄の対象経費から寄付金その他の収入額(ただし、他市町村による地域活動支援センター事業の助成金の収入及び作業工賃にあてられる額を除く。)を引いた額に、第3条に規定の実利用人数のうち設置運営要綱第8条に該当する者が占める割合を乗じて得た額		
	18人	9,160					
	17人	8,890					
	16人	8,620					
	15人	8,350					
Ⅲ型	19人以上	9,430	1,500			地域活動支援センターの運営のために必要な経費であって、報酬、給与(職員の給料及び諸手当)、非常勤職員給与、共済費(法定福利費)、報償費、旅費交通費、交際費、消耗品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、食糧費、修繕費、通信運搬費、手数料、保険料、業務委託費、賃借料、備品購入費、負担金、公課費(ただし、作業工賃を除く。)	補助額は次の1と2を比較していずれか少ないもの 1 補助基礎額に、第3条に規定の実利用人数のうち設置運営要綱第8条に該当する者が占める割合を乗じて得た額 2 左欄の対象経費から寄付金その他の収入額(ただし、他市町村による地域活動支援センター事業の助成金の収入及び作業工賃にあてられる額を除く。)を引いた額に、第3条に規定の実利用人数のうち設置運営要綱第8条に該当する者が占める割合を乗じて得た額
	18人	9,160					
	17人	8,890					
	16人	8,620					
	15人	8,350					
	14人	8,080					
	13人	7,810					
	12人	7,540					
	11人	7,270					
10人	7,000						

※ 補助基礎額のうち基礎的事業の額は、上記に定めるもののほか、実利用人員が10人までは、1人減少するごとに270千円、実利用人員が10人未満の場合は、1人減少するごとに540千円それぞれ減じた額とする。